

令和4年2月教育委員会定例会議事録

- 1 日時 令和4年2月8日（火）午後2時から
- 2 場所 鈴鹿市役所 本館11階 教育委員会室
- 3 出席 教育長（廣田隆延）
教育委員会委員（下古谷博司，山中秀志，吉澤時子，笠井智佳）
- 4 議場に出席した職員
教育次長（亀井正俊），教育委員会事務局参事（神原由明），参事兼教育総務課長（伊川歩），参事兼教育政策課長（小林佐織），学校教育課長（磯部仁），教育指導課長（西村佳代子），教育支援課長（藤本寧夫），参事兼地域協働課長（竹下直哉），文化振興課長（中川勝規），文化財課長（野呂和伸），図書館長（藤田満珠美），参事兼子ども政策課長（三井かおり），子ども育成課長（善福一博），子ども家庭支援課長（白木敏弘），書記（木葉健介），書記（川村浩司）
- 5 議事
 - （1）公立学校における「1年単位の変形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願について（学校教育課）
 - （2）令和4年度鈴鹿市教育費予算案について（関係各課）
 - （3）鈴鹿市学校給食費等に関する条例の制定について（教育総務課）
 - （4）佐佐木信綱記念館条例及び鈴鹿市資料館条例の一部改正について（文化財課）
- 6 報告事項
 - （1）令和4年度鈴鹿市立小学校小規模特認校及び鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化による就学について（学校教育課）
 - （2）令和3年度全国体力・運動能力，運動習慣等調査の結果について（教育指導課）
 - （3）新型コロナウイルス感染症に関する対応について（教育総務課）
- 7 その他
 - （1）令和4年2月教育委員会臨時会の開催について（教育総務課）
- 8 傍聴人 なし

（教育長）皆様，こんにちは。定刻となりましたので，ただ今から令和4年2月教育委員会定例会を開催します。本日の議事録署名委員は，下古谷委員にお願いいたします。

それでは，議事に入ります。請願第2号「公立学校における「1年単位の変形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願について」の審議を行います。本案件につきましては，前回，1月定例会で事務局から内容についての説明がありました。こ

れを基に本日は、審議、採択を行うことといたします。まず、事務局に補足説明を求めます。

(学校教育課長) 1年単位の変形労働時間制について、補足説明申し上げます。

令和元年12月に、いわゆる給特法、公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正により、令和3年4月から、公立学校の教員において、1年単位の変形労働時間制の導入が可能となりました。公立学校の職員については、既に4週間単位の変形労働時間制が導入されています。1年単位の変形労働時間制は、学校の業務量は、年間を通して繁閑があるということを踏まえ、年度初めなどの業務量が多い時期の勤務時間を増やす代わりに、夏休みなどの長期休業期間等に勤務時間を割り振られない日を設定し、1年単位で勤務時間を均すというものでございます。

本制度は、単に導入すること自体が、日々の教員の業務や勤務時間を縮減するものではなく、時間単位で勤務時間を積み上げ、長期休業期間等において、勤務を割り振られない日を一定期間まとめて確保することを可能とするもので、教員のリフレッシュの時間等の確保につながるものです。このことは、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことに資するとともに、教職の魅力向上にも資することとなり、意欲と能力のある人材が教師を目指すことを後押しすることも期待されています。

しかし、本制度の導入により、かえって勤務時間が長くなったり、配慮を要する教員まで一律に適用されたりすることがあってはなりません。そこで、本制度の導入に当たっては、前提となる事項がございます。例えば、本制度を活用する際の上限時間は、原則、1月の時間外在校等時間は42時間、1年間の時間外在校等時間は320時間となっており、対象期間の前年度において、上限時間の範囲内であることや、さらに、対象期間においても上限時間の範囲内となることが見込まれる場合に限るとされております。

また、本制度の導入に当たっては、教育職員の在校等時間の上限等に関する規則等の改正が必要です。そして、各学校における制度の活用については、教員との対話を通じて校長が計画し、サービスを監督する市町教育委員会が認めることとなります。導入に当たっては、まずは、各学校において、本制度の活用が可能かどうかを確認する必要がありますが、活用事例がほとんどなく、確認に至っていないのが現状です。近隣市町の本制度に係る規則改正等の状況について、他市町の様子を聞きますと、現在、規則改正に向けた準備を進めているとする市はあるものの、既に整備を終えた市町は確認できておりません。

(教育長) 御意見、御質問はございますでしょうか。

(山中委員) 令和3年4月から導入可能ということで、1年が経とうとしています。このようなコロナの時期もあって、学校現場も通常のように動いていないということは理解しているのですが、鈴鹿市としては各校での確認、対話を計画的に進めていく予定というのは持ってみえると思うが、ある程度のめどは立てられているのでしょうか。

(学校教育課長) 今、おっしゃられましたように、コロナの時期ということもありますので、一律にというようなところの計画は立ててはおりません。

(下古谷委員) 今回は、1年単位の変形労働時間制ということで、現在は4週間単位の変形労働時間制を実施しているということです。1年単位にすると、4ページのところに書いてあるように「一度決めた労働時間を変更することができない」ということで、1年間の勤務時間を変更することができないとなっているが、そのようなものなのでしょうか。

(学校教育課長) かなり縛りがありまして、まず、できるかできないかというところからしっかりと計画を立ててやっていくという制度になっております。今、現状行っております4週間単位の変形労働時間ほど柔軟な仕組みではありませんので、導入に当たって、その辺もしっかりと学校、それから校長が職員と共に話し合いながら、また、前年の時間外の時間をしっかりと精査してからでないといけないという仕組みになっています。導入に当たっては慎重に、また、連絡を取りながらやっていかななくてはならないという状況となっております。

(下古谷委員) おっしゃるとおり、慎重になって、よく議論された方が良いと思います。ただ、私の経験上、1年間の変形労働制を出して、3か月くらいをめぐりに変更可能ということで、運用しているところです。3か月でも急な変更はできないので、そこは難しいというところはあります。ただ、これまで学校の先生方というのは、例えば土曜日に運動会があり、土曜日が雨で、日曜日に変更となり、本来、日曜日は休みであったところ、勤務日に変わるという日曜日は、振替などになるのでしょうか。逆に言うと、この変形労働時間制を導入した後も、もしそれができるのであれば、近々の変更というのは振替休日に対応するということもできるのかと思います。

(学校教育課長) 下古谷委員がおっしゃられた振替という制度と、この制度とは全く別物となっておりますので、振替は振替として引き続き行っていくことは可能ですし、現在行っています4週間単位の変形労働時間制も引き続き残っていきますので、一概に一緒にするという制度ではありません。

(下古谷委員) 逆に言うと、一緒にはやれないということでしょうか。先生方の意見をいろいろ聞いて、きちんとやっていった方がよいと思います。三重大学附属は今やっているかと思うのですが、どのようなやり方なのでしょうか。

(学校教育課長) 三重大学附属の勤務の状況と、県費教職員の勤務の状況は異なっております。三重大学附属は時間外手当も付きますし、勤務の割振りの制度も異なっておりますので、一概にどうというのは難しいと思います。

(下古谷委員) やはり付けるものは付けるということで、やっていくのが良いのだろうと思います。

(笠井委員) 先ほど説明の中で、近隣自治体では導入の活用はほとんどないということですが、全国的にはどのような流れなのかを教えてください。

(学校教育課長) 申し訳ありません、全国的な話になりますと情報を持ち合わせておりません。今、分かっているのは近隣のものだけになっております。

(山中委員) この請願を採択するかどうかという問題でいくと、学校教育課長からの話を聞くと、まだ十分議論がなされていない段階であり、時期的には早いところもあるので、むしろ、積極的に調査などをやるべきではないでしょうか。

今の年休の消化率や、現状はどうなっているのでしょうか。休みが十分に消化されているのか心配になっています。実際にこれが導入された時、忙しい時期に勤務時間を延長させた場合に、どういった混乱が生じるのだろうかといった心配がたくさんあり、気になるところです。十分に議論し、調査をし、さらにその上でこの請願というものが出てくるならば、流れとして納得もできる場所です。少し時期が早いのかと思います。

(学校教育課長) 年休という一括りでは、今、情報を持ち合わせていません。特別休暇などを合わせて、平均 23, 24 日くらいになると思います。ただ、コロナになってから状況が不透明になっています。

(下古谷委員) 平均 23, 24 日くらいというのは、翌年度に 20 日くらい持ち越しができ、翌年度は 40 日になるというイメージで、だいたい皆さん、年間 20 日くらい休みを取られるということでしょうか。

(学校教育課長) 年次休暇は持ち越しができるのですが、特別休暇は別になっておりますので、実際に年次休暇がどれくらいというところは調べさせていただきます。

(下古谷委員) ルール上、できるのかを教えてください。大学の先生は、なかなか勤務時間の割振りができないので、年俸制を取っていると思います。このような小中の先生方も規則上は年俸制というのもできるのでしょうか。通常の授業や職務に影響がないように、フレックスというか、時間を自由に、1 年間きちんと勤務していただければ、例えば年収幾らでというようにして、それを単純に月割りする年俸制です。ちなみに私の学校は、法律上できないということになっています。

(学校教育課長) 県の方で給料が決められておりまして、時間外手当も教職調整額 4 % が一律付いておりますので、月払いになります。

(教育長) 本制度は、一律に導入するのではなく、あくまで、選択的に導入できるものでございます。また、講ずべき措置があり、先ほど山中委員がおっしゃったように時期が尚早かと思えます。この請願につきましては、まだ今の段階では不採択ということで、進めさせていただくということによろしいでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) それでは、請願第2号「公立学校における「1年単位の変形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願について」は不採択といたします。

それでは、次に、議案第2014号「令和4年度鈴鹿市教育費予算案について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められた令和4年度鈴鹿市教育費予算案について、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、議案第2014号「令和4年度鈴鹿市教育費予算案」の概要について、説明いたします。なお、私からは、教育費予算案の全体に係る部分と教育委員会事務局所管分の具体的な事業について、説明いたします。

はじめに、議案書3ページの「1 教育費予算 (1) 総括」を御覧ください。令和4年度の教育費の総額でございますが、78億1,002万9千円でございます。令和3年度と比べまして、13億2,528万円の増額でございます。財源内訳につきましては、国県支出金が7億4,695万5千円、地方債が11億4,150万円、その他が8億922万2千円、一般財源が51億1,235万2千円でございます。次に、「(2) 項別内訳」につきましては、教育総務費が19億2,664万7千円、小学校費が15億2,603万4千円、中学校費が19億824万5千円、幼稚園費が3億4,610万8千円、社会教育費が9億4,828万9千円、保健体育費が11億5,470万6千円でございます。次に、「(3) 部局別内訳」につきましては、先ほど説明させていただきました教育費の総額78億1,002万9千円のうち、教育委員会事務局の所管分は、62億4,390万9千円で、令和3年度と比べ、10億9,042万3千円の増額でございます。続いて、地域振興部の所管分は、4億3,364万3千円で、令和3年度と比べ、2億927万7千円の増額でございます。続いて、文化スポーツ部の所管分は、3億9,554万9千円で、令和3年度と比べ、3,522万5千円の増額でございます。最後に、子ども政策部の所管分は、7億3,692万8千円で、令和3年度と比べ、964万5千円の減額でございます。

次に、4ページを御覧ください。「2 債務負担行為」についてですが、まず、「天名地区公共施設一体整備事業」4,756万6千円につきましては、天名地区における地区市民センター、公民館、子育て支援センターの複合施設整備事業のうち、令和4年度と5年度に行う外構工事の令和5年度に要する経費でございます。次の「小学校仮

設教室リース料」4,280万4千円につきましては、不足が見込まれる飯野小学校の令和5年度から令和7年度までの仮設教室に係る賃借料でございます。次の「中学校仮設教室リース料」2億9,400万円につきましては、白子中学校校舎長寿命化改修工事に係る令和5年度から令和9年度までの工事期間中の仮設校舎賃借に要する経費でございます。次の「中学校建設事業」2,790万円につきましては、大木中学校校舎増改築事業の駐車場整備工事を令和4年度と令和5年度に行うため、令和5年度に要する経費でございます。次の「博物館LED機器リース料」1,383万6千円につきましては、CO₂削減等のため、令和5年から令和13年度まで博物館の全ての照明器具をLED化するための費用でございます。次の「博物館高効率空調機器及び再生エネルギー対象機器リース料」1億937万2千円につきましては、環境省からの補助事業を活用して、令和5年から令和15年度まで、博物館内の空調機の高効率化、及び、太陽光パネルの設置等を行うための費用でございます。次の「給食配送業務委託料」2億2,606万4千円につきましては、学校給食センターにおける令和5年度から令和9年度までの給食配送業務委託に要する経費でございます。次の「学校給食食材費」3億508万円につきましては、学校給食費の公会計化に伴って計上させていただき令和5年度1学期分の食材調達に要する経費でございます。

続きまして、「3 地方債」、「小学校施設整備事業」3,810万円は、小学校の空調設備の新設・更新に係るものでございます。次の「中学校施設整備事業」8億9,570万円は、鈴峰中学校空調設備の更新と大木中学校の改築に伴うものでございます。次の「公民館施設整備事業」2億770万円は、椿公民館及び天名公民館の施設整備に係るものでございます。

次に、議案書5ページから37ページまでは、教育費予算案に関する歳入及び歳出の説明書でございますが、これにつきましては、議案をもって説明に代えさせていただきます。

次に、38ページから41ページまでは、議案資料としまして、令和4年度の教育費予算の中でも、政策的事業を中心に、主な事業を記載してございます。その議案資料のうち、私からは教育委員会事務局所管分の各種事業の中で、主な事業を説明させていただきます。

まず、38ページの上からですが、「学校給食費管理費／食材調達費」5億4,389万円は、学校給食費の公会計化の実施に際する令和4年9月から令和5年3月までの食材調達費でございます。次の小学校「施設管理費／維持修繕費」1億6,594万9千円は、明生小学校校舎屋上防水改修工事、消防設備改修工事等に要する経費でございます。次の「石薬師小学校施設整備費／屋内運動場」4,931万1千円は、石薬師小学校屋内運動場増改築工事に伴うグラウンド整備工事、外構工事等に要する経費でございます。次の「大木中学校施設整備費／校舎」13億116万9千円は、平成30年度からの事業でございます。大木中学校校舎増改築工事、監理業務委託、駐車場整備工事等を行うものでございます。次の「教育情報化推進費／政策的経費分」4億8,265万5千円は、教育ICT環境整備事業に伴う教育情報ネットワーク等の運用管理費用でございます。次の「GIGAスクール構想推進費」8,714万3千円は、児童生徒1人1台端末整備後のWebフィルタリングシステム利用ライセンス、統合型ヘルプデスクサ

ービス利用料等でございます。次の「就学援助費（小学校・中学校）」1億8,951万2千円は、要保護及び準要保護世帯の児童生徒に対し、学用品費等を援助する費用でございます。次の「学びサポート環境づくり事業費（小学校・中学校）」2億2,438万4千円は、特別支援補助員（介助員・支援員）並びに特別支援教育、少人数指導及び教科担任制に対応するための非常勤講師を配置する費用と、医療的行為を必要とする学校に看護師を配置する費用でございます。次の「国際化教育推進費」4,204万6千円は、外国語指導助手を中学校に、外国語指導助手、国際化教育指導員及び英語アシスタントを小学校に派遣する費用でございます。

次の39ページの1つ目、「学校図書館巡回指導費」2,508万円は、子どもたちの読書活動や学習活動及び図書館運営を支援するために、学校図書館巡回指導員を派遣する費用でございます。次の「学力向上支援事業費」994万6千円は、教職員の資質向上や授業づくり等、学力向上の取組を支援するための学力向上支援員の派遣及び研修講座の開催等に要する費用でございます。「部活動振興費」1,354万8千円は、中学校教育の一環として部活動に係る大会参加への旅費・宿泊費・会場使用料等の補助に要する経費及び部活動の適正化を進めるための部活動指導員への報償費・旅費等に要する費用でございます。次に、上から4つ目、「外国人児童生徒サポート事業費」4,804万4千円は、外国人児童生徒の学力保障のための教育環境整備、外国人児童生徒が一定水準の日本語指導を受けられる支援体制づくり、不就学の外国人児童生徒への就学支援及び長期欠席外国人児童生徒への適応指導等の費用でございます。次の「不登校対策推進事業費」1,129万8千円は、小学校のスクールライフサポーター、中学校の不登校対策教育支援員、不登校対策アドバイザーに要する費用及び適応指導教室（けやき教室、さつき教室）の運営等の費用でございます。最後に「コミュニティ・スクール推進事業費」314万6千円でございますが、児童生徒の教育環境の推進を支援するため、小中学校に地域コーディネーターや学校支援ボランティアを配置する経費及び学校運営協議会を要とした教育活動の浸透と充実を図るため、コミュニティ・スクール推進研修会を開催するための経費でございます。教育委員会事務局の所管分については、以上でございます。

（参事兼地域協働課長） それでは、私から地域振興部所管事業分について、御説明します。

議案書40ページを御覧ください。主な事業でございますが、1つ目は、「施設整備費／天名公民館」2億674万1千円でございます。こちらは、天名地区公共施設一体整備事業において、複合施設（地区市民センター・公民館、子育て支援センター）整備のための経費でございます。こちらは、今年度までに建築基本設計、建築実施設計、外構設計を実施しまして、令和4年度から建築工事等に着手しようとするものでございます。なお、予算額につきましては、子育て支援センターを所管する子ども政策部とそれぞれ、事業費の2分の1の額で予算を計上しております。

続きまして、「施設整備費／バリアフリー整備」として、2,415万1千円を計上しています。男女別のトイレが設置されていない公民館のトイレ改修を計画的に進めるものでございまして、令和4年度につきましては、椿公民館の男女別トイレの整備と、

多目的トイレの設置を行うための経費でございます。地域振興部所管事業分についての説明は、以上でございます。

(文化振興課長) それでは、続きまして令和4年度教育費予算案のうち、文化スポーツ部所管事業の主な事業について説明いたします。

40 ページを御覧ください。「鈴鹿市二十歳のつどい事業費」418 万 9 千円は、従来から成人式の事業費として計上してきた経費でございます。令和4年4月1日から、民法の一部を改正する法律の施行により、2004 年 4 月 2 日生まれ以降の方は 18 歳の誕生日に成年に達します。市を挙げて新成人を祝い、励ます目的で、成人式を実施してまいりましたが、当市では継続して 20 歳を対象に、「二十歳のつどい」として実施していきます。「市民学習活性化事業費」49 万 3 千円は、市内の高等教育機関 4 校と連携し、市民へ専門的分野の学習機会を提供する市民アカデミー「まなベル」の実施に係る経費でございます。「地域家庭教育支援事業費」391 万 8 千円は、地域が主体となり、子どもたちが健やかに育まれる環境づくりを推進する「放課後子ども教室」及び「土曜体験学習」の実施に係る経費と、子育ての悩みを解消する一助として、保護者を対象に実施する訪問型ワークショップ「親なびワーク」に係る経費を計上しております。次の「文化財保存活用地域計画作成事業費」474 万 9 千円は、文化財保存活用地域計画協議会の開催、文化財保存活用地域計画作成に係る文化財の調査及び計画書の作成に係る経費でございます。「資料館等／施設整備費」1,000 万円は、老朽化した庄野宿資料館の改修工事实施による基本設計及び実施設計に係る費用でございます。「施設用備品購入費（みえ森と緑の県民税市町交付金）」100 万円でございますが、図書館では、平成 27 年度からこちらの交付金を活用し、三重県産木材を使用した書棚や椅子等に刷新しており本館及び分館の木製備品等の購入に係る経費を計上しております。最後に、「維持修繕費」2,990 万 2 千円は、耐用年数を大幅に超えて使用しており、老朽化した受変電設備キュービクルの更新工事等、図書館の維持修繕に係る費用でございます。文化スポーツ部所管の予算概要につきましては、以上でございます。

(参事兼子ども政策課長) それでは、私からは子ども政策部の主要事業につきまして、説明申し上げます。

41 ページを御覧ください。まず、子ども政策課所管の「施設管理費／維持修繕費」でございますが、幼稚園施設関連の改修や、トイレ、遊具などの維持修繕費用といたしまして、599 万 3 千円を計上しております。続きまして、子ども育成課所管の「学びサポート環境づくり事業費」でございます。公立幼稚園に在園する支援が必要な園児の介助を行うため、特別支援補助員 27 人を配置するための経費として、2,598 万 2 千円を計上しております。次に、子ども家庭支援課が所管する「特別支援教育推進事業費」でございます。大学教員や臨床心理士等が、カウンセリングや助言等を行った際の報償費や、すずかっ子支援ファイル作成のための費用及び「すずっこスクエア」の活動における消耗品費等の費用として 191 万 6 千円を計上しております。説明は、以上でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(笠井委員) 1点目は3ページの教育費予算の総括のところで、本年度の予算額が、前年度の予算額に比べて増額となっていますが、これは施設整備費が多くを占めているのでしょうか。

2点目は、38ページから41ページまでたくさんの事業がありますが、令和4年度から新しく始まる事業がありましたら教えていただきたいと思います。

(参事兼教育総務課長) 3ページの主な増額の要因としましては、約13億2,500万円の増額となっておりますが、こちらにつきましては、教育総務課所管分の学校給食費の公会計化に伴い、5億5,000万円程度を増額しておりますので、そこが大半を占めております。事業費規模としては、施設整備関係が主な増額の要因になっています。教育委員会事務局所管分として、新規の事業としては、学校給食費の公会計化や、39ページの部活動振興費については、そのうちの一部として部活動指導員の配置など、そういったものが新たな取組としてスタートします。教育委員会事務局については、以上でございます。

(参事兼地域協働課長) 地域振興部分の増額の要因については、施設整備費の関連がほとんどでございます。例えば、先ほど申し上げた天名の施設整備については1億9,700万円ほど、それからバリアフリー整備に400万円ほど、そのほか、地域振興部所管では公民館30館とふれあいセンター1館を所管しておりまして、公民館の維持修繕費のところで380万円ほどの増額、それからふれあいセンターにつきましては、来年度、下水道の接続工事をしなくていけないので、そちらの関係予算も含めまして、700万円ほどの増額となっております。

(文化振興課長) 文化スポーツ部分の増額の要因については、40ページを御覧いただきますと、「資料館等／施設整備費」の1,000万円と、図書館の「維持修繕費」2,990万2千円が主な増額の要因となっております。

(参事兼子ども政策課長) 子ども政策部の3ページでの減額分については、大きな要因として施設整備費の減額になります。

(吉澤委員) 39ページの「学校給食費管理費／食材調達費」のところについて、最近、食材が値上がりの傾向がありますが、物価の変動なども考慮した上での予算額になっているのでしょうか。それと、昨年、コロナの流行で休校となり、給食の食材が一般市民に売却されましたが、もし、今年もそのような状況になった場合に、食材はどのように処理されるのでしょうか。

(参事兼総教育総務課長) まず、給食費につきましては、年間の野菜等の物価の変動などの影響を受ける要素もございますが、年間を通じて保護者の皆様にその都度の影響

で値上がりという対応をするということは、今のところなく対応できております。過去の例としては、一般的に値上がりの場合は、消費税が上がった場合など大きな物価変動に関してということで、4、5年程度置きくらいに見直しを検討し、判断させていただいております。一昨年については、食材をコロナの影響で、処分対象となった物の販売ということがございましたが、今年度は9月に臨時休業がありました。給食の食材等については、事業者へキャンセルのお願いなどの中で、極力ロスのない形で対応はできております。今後も大きな臨時休業などがない限りは、給食の食材の処分ということにならないように事前に対応していきたいと考えております。

(下古谷委員) 38 ページところで、「教育情報化推進費」や「G I G A スクール構想推進費」として結構な額を準備されていて、ありがたいと思います。是非、I C T を前に進めていってもらえればと思います。

「国際化教育推進費」の中で外国語指導助手、国際化教育指導員及び英語アシスタントとありますが、昨年度に比べて増員になっているのでしょうか。

(教育指導課長) ほぼ現状維持で進めております。

(下古谷委員) ベルフォンテンとの国際交流について、今回の「国際化教育推進費」の中に何か補助などはないのでしょうか。

(参事兼教育総務課長) 先ほどのベルフォンテンの件につきましては、地域振興部の市民対話課で、国際交流事業費を持っておりますので、国際親善交流費として予算計上しております。そちらの所管になりますので、教育費予算から外れることになります。

(下古谷委員) 新しいものとして、「部活動振興費」の中で部活動指導員のことがあったかと思いますが、部活動指導員はお願いするのが結構大変だと思うのです。概ね予定していた人はそろえられて、このような予算になっているのでしょうか。

(教育指導課長) 学校には前もって希望を取りまして、人材としては外部指導員をやっていただいている方、県や、県の保健体育課、市のスポーツ協会の人材バンクの方から学校が希望の部活動を任せられる人を紹介していただいて、そこでマッチングをして探しました。現在、ある程度決まってきております。

(下古谷委員) 部活動など先生の仕事の受け入れが進んでいて、本当に良いと思います。このような予算が増えていけば良いと思います。

あと、子ども政策部所管のところで、特別支援補助員 27 人というのがありました。こちらも今年度並みなののでしょうか。

(子ども育成課長) 人数としては、昨年は、途中で増減がありましたが、支援員は 26 人雇っておりまして、27 人というのは、増減を見越した数になっています。要望事項と

しては、園長に来年度の入園児の状況を聞きながら人数を設定して、その中の人数として 27 人を設定しています。

(下古谷委員) やはりこういう人たちというのが、いる、いないでかなり違うと思いますので、是非、確保していただければと思います。

(山中委員) 債務負担行為のところの「小学校仮設教室リース料」で、飯野小学校でということですが、児童が増えていて一般教室が足りないという理解でよろしいでしょうか。児童数が減っていくことしか頭になかったのですが、増えているのでしょうか。

(参事兼教育政策課長) 飯野小学校に関しましては、恐らく宅地開発等が近所で行われまして、将来的に児童生徒数が増えるということと、特別支援を必要な児童も増えるということを見越しまして、今回、仮設で 2 階建ての 4 部屋ということで、予算要求をしております。それがずっと続くということではございませんので、一定期間を過ぎましたら、その子たちが卒業していく時点で、減少傾向に戻ると思いますので、仮設という形での増設を考えました。

(山中委員) 38 ページの「学びサポート環境づくり事業費」について、先日の総合教育会議でも御指摘いただいたのですが、5 歳児健診が実施されることによって特別支援教室へ入る子どもたちの数も増えているということを教えていただきました。実際、この予算というのは、増員等を含めた予想される範囲内での予算設定であると理解してよろしいでしょうか。

(学校教育課長) おっしゃるとおり、それを見越して、昨年度に比べまして約 2,000 万円の増額を要求しております。実際のところ精一杯要望させていただいたのですが、まだ足りないという実感がありますが、どんどんというわけにもいきませんので、バランスを取りながらということになっております。

(吉澤委員) 40 ページの文化スポーツ部所管の「鈴鹿市二十歳のつどい事業費」について、鈴鹿サーキットを借りた場合は 600 万円くらいの予算が組まれていたのですが、今回はどちらで開催になるのでしょうか。

(文化振興課長) 会場の内容等につきましては、これから市議会に提案をさせていただきますので、事業内容の詳細につきましては、来月、3 月の教育委員会定例会にて御報告させていただきたいと考えています。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2014 号「令和 4 年度鈴鹿市教育費予算案について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2014 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、議案第 2015 号「鈴鹿市学校給食費等に関する条例の制定について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき市長から意見を求められた鈴鹿市学校給食費等に関する条例案について、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) 教育総務課から「鈴鹿市学校給食費等に関する条例の制定」について説明申し上げます。

議案書 45 ページの説明資料を御覧ください。「1 条例制定の理由」でございますが、学校給食の安定供給、学校給食費の透明性の確保及び教職員の負担軽減等を図るため、令和 4 年 9 月から学校給食費の公会計化を予定しております。これに伴い、学校給食費の徴収及び管理の透明性の観点から、その取扱いを明らかにするための条例を制定しようとするものです。

それでは、「2 条例の骨子」について説明申し上げます。本条例は、趣旨、定義、徴収、納付、減免、遅延損害金、幼稚園給食費、委任、附則で構成いたします。この構成については、他市の例も参考に項目を整理しております。減免については、特別な理由があると認めるときに、学校給食費を減額し、又は免除することができると規定し、必要な事項は規則で定めることといたします。

次に、遅延損害金についてでございますが、私債権は民法の規定に基づき、遅延損害金を徴収することができることとなっていますため、私債権と整理されております学校給食費について、公債権との公平性を保ち適正に徴収するため、本条例に規定するものでございます。施行期日は令和 4 年 9 月 1 日を予定しております。

資料の 46 ページ、「4 今後のスケジュール」でございますが、令和 4 年 2 月定例議会に議案として提出させていただきたいと考えております。

「5 参考」では、現在、並行して準備を進めております、条例の施行規則において、条例の施行に関し、必要な事項として定めていく基本的な項目の構成案を示しております。また、規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定めて、学校給食費に関する徴収・管理の事務を進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、学校給食費等に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(笠井委員) 45 ページの「⑥遅延損害金」のところの、「納期限までに学校給食費を納付しないときは」というところで、どのくらいの期間で遅延損害金が発生するのでしょうか。

(参事兼教育総務課長) 今のところ、規則で詳細なものはできておりませんが、一般的な例や他市の例で申し上げますと、一月分程度で遅延損害金が発生する期間というのは、概ね8年程度先になるという設定があります。若しくは、1,000 円未満、100 円未満の設定次第で4年程度などというケースもありますし、早ければ1年以内で到達といったケースもございます。ただ、鈴鹿市の場合は、今現在の想定は、一般的に多い1,000 円未満の中での処理を考えていますので、概ね7、8年程度で遅延損害金が発生するという想定を考えているところでございます。

(下古谷委員) 「2 条例の骨子」の「③徴収」のところで、「市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。」ということで、基本、先生ではなく、市の職員の方が徴収するというところでよろしかったでしょうか。

(参事兼教育総務課長) これまでは、学校給食費の徴収も含めて学校現場の教職員が徴収も含め、集計もされていましたが、徴収に関しては、鈴鹿市に事務が移りますので、特に徴収管理につきましては、教育総務課を所管として処理をさせていただく予定となっています。

(下古谷委員) 「5 参考」の「規則構成案について」の「④納入方法」のところで、これは、口座引き落としというようなやり方というのにも規則に記載されてくるのでしょうか。

(参事兼教育総務課長) 基本的に納入方法は、保護者の方から申込をいただいて、口座振替の依頼書を出していただいて、一般的には口座振替をしていきます。また、現金の場合も受けられますし、振替ができなかった場合にコンビニ収納などの納付も可能としてまいります。クレジットカードやキャッシュレスといったところまでは対応できておりませんが、コンビニ納付と現金納付、口座振替の想定をしてまいります。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2015 号「鈴鹿市学校給食費等に関する条例の制定について」を、原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2015 号を原案のとおり承認いたします。それでは、次に議案第 2016 号「佐佐木信綱記念館条例及び鈴鹿市資料館条例の一部改正について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められた佐佐木信綱記念館条例及び鈴鹿市資料館条例の一部を改正する条例案について、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(文化財課長) それでは、私からは議案事項の 4 番目、佐佐木信綱記念館条例及び鈴鹿市資料館条例の一部改正につきまして、説明申し上げます。

55 ページを御覧ください。この改正の目的は、現在、佐佐木信綱記念館、伊勢型紙資料館、庄野宿資料館及び稲生民俗資料館の 4 施設において、指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理期間は令和 5 年 3 月末をもって終了となります。当該施設においては、佐佐木信綱記念館を除き、平成 18 年から指定管理者制度を導入してまいりましたが、指定管理者から当該施設の管理・運営等が難しくなってきたとの意見もあることから、一度、指定管理者制度の導入について見直す時期であると判断しました。

ついては、今後、4 施設の管理・運営方法を見直すとともに、一部の施設においては耐震改修や長寿命化計画があることから、当該施設における令和 5 年度からの指定管理者制度を一旦、取りやめることとするものです。

指定管理者制度を取りやめる理由としましては、サウンディング調査で、提案がなかったこと。各指定管理者の構成員の高齢化、後継者がいない等、管理・運営が難しくなっています。次回の指定管理期間に、一部の施設で改修計画があり、閉館する必要があります。また、提案事業などの実績が、思うように出ていない施設があります。また、入館者の増員を見込んでの展示品の入れ替えなどを企画しても、指定管理者制度が障壁となり、直接、当課学芸員が作業できないなどの問題が出ているため、今後の運営方法については、令和 5 年 4 月以降の運営方法につきましては直営方式で、検討してまいります。

条例の改正内容につきましては、48 ページの改正後、改正前を御覧ください。まず、佐佐木信綱記念館条例、第 4 条の 2 (指定管理者による範囲)、第 4 条の 3 (指定管理者が行う業務の範囲) の削除とそのほか、指定管理者制度の取りやめに伴う関連条項の削除及び修正を行うものです。

次に、52 ページを御覧ください。鈴鹿市資料館条例、第 4 条 (指定管理者による範囲)、第 5 条 (指定管理者が行う業務の範囲) の削除、そのほか、指定管理者制度の取りやめに伴う関連条項の削除及び修正を行うものです。

施行期日は、現在の指定管理者制度の満了日の次の日、令和 5 年 4 月 1 日を予定しております。なお、今後のスケジュールとしましては、2 月定例議会へ上程の予定です。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 指定管理者から結局、鈴鹿市教育委員会の方へ戻ってくるということで、実際に施設の管理運営をしていく時に、担当者というのは純増になるのでしょうか。それとも今あるどこかに配置されている方が異動ということになるのでしょうか。

(文化財課長) 現状、担当している学芸員が各施設 1 名、フルタイム会計年度任用職員がいて、指定管理で行っていただいている職員は、1 名から 2 名ほどいます。その方々が指定管理をやめることによって職を失うことになるのですが、今、事務をやっていたらの方をパートタイム会計年度任用職員として採用して、やっていきたいと今のところ考えています。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2016 号「佐佐木信綱記念館条例及び鈴鹿市資料館条例の一部改正について」を、原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2016 号を原案のとおり承認いたします。続きまして、報告事項に移ります。報告事項 1 番目の「令和 4 年度鈴鹿市立小学校小規模特認校及び鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化による就学について」をお願いいたします。

(学校教育課長) 報告事項の 1 番目、「令和 4 年度鈴鹿市立小学校小規模特認校及び鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化による就学について」の報告をいたします。いずれも 1 月 11 日現在で許可した人数となっています。まず、合川小学校にいける小規模特認校制度につきましては、4 人が入学することとなりました。次に、鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化による就学でございます。まず、旭が丘小学校区における通学区域の弾力化につきましては、白子小学校に 1 人となりました。次に、白子中学校区における通学区域の弾力化につきましては、78 人という結果でございました。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(吉澤委員) 通学区域の弾力化のところ、天栄中学校の受入人数が 60 人程度となっているところに、決定人数が 68 人と多少多く取っていますが、希望者が多かったのでしょうか。また、希望者が定員オーバーの時は、どのように受入者を決定されるのか教えていただけますでしょうか。

(学校教育課長) 天栄中学校は 60 人の受入人数で募集を掛けたところ、実は 68 人以上が応募してまいりまして、教育委員会事務局で条件が決まっています。過去に兄弟が天栄中学校に通学していた場合というのが、まず優先的となります。2 つ目の条件

といたしましては、天栄中学校までの直線距離を優先とするということで、また、天栄中学校区の小学校から上がってくる生徒の人数も勘案しまして、68人と決定させていただいております。

(山中委員) 合川小学校には4人が入学予定ということで、来年度、合川小学校の1年生というのは地元の子も含めて何人くらいになるのでしょうか。もう1点は、旭が丘小学校の通学区域の弾力化について、3校で受入人数25人に対して、結果が1人ということで、結構、旭が丘小学校が大変だと思うのですが、学級数はどうなるのでしょうか。

(学校教育課長) 合川小学校は今回の4人を含めて、9人の入学予定となります。2つ目の旭が丘小学校につきましては、やはり小学生ですので、愛宕小学校、白子小学校、玉垣小学校へ行こうと思いますと、徒歩ということも十分あり得ますので、通学区域の弾力化が進んでいないのではないかと思います。旭が丘小学校の人数としても非常に多くなりまして、863人を見込んでおります。学級につきましては、みえ少人数教育に該当しますので、1年生は6学級できるのではないかと思います。

(下古谷委員) 合川小学校で小規模特認校に4人応募いただいておりますが、10人の募集人数に対してということで、年々魅力が下がっているような気がします。今回、応募していただいている方というのは、基本的には保護者が送り迎えをするという形で申し込んでいただいているということですが、結構遠くから申し込んでいる方もみえるのでしょうか。

(学校教育課長) 基本的には保護者の方の送り迎えとなりますので、すごく遠いということはないですが、車での通学を考えた上でのことや、また、保育所が近くにあるという方もみえます。

(下古谷委員) そうすると、保育所との連携というのも良いのかという気がします。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について」をお願いいたします。

(教育指導課長) それでは、私からは報告事項の2番目、「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について」説明申し上げます。昨年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により中止となった本調査ですが、今年度は、小学校5年生と中学校2年生の全児童生徒を対象に、令和3年4月から7月にかけて、全小中学校で実施されました。コロナ感染の拡大により児童生徒を取り巻く環境が一変した結果、全国的にも児童生徒の体力レベルの低下状況が進むことが懸念されています。

本市の調査結果の概要につきまして、別綴じ冊子の1ページを御覧ください。はじ

めに、1 ページの「3 「実技に関する調査」の結果概要」を報告いたします。「(1) 小学5年生の状況」を御覧ください。表の見方ですが、全国平均を上回っている種目は、灰色とドットで着色してある箇所でございます。灰色は、国及び県を上回っていることを表し、ドットは、国を上回り、かつ県未満の種目を表します。小学校では、国の平均を上回った種目数が男女合わせて6種目です。また、男女合わせて16種目中12種目で前回の市の結果を下回っています。体力低下を全てコロナの影響と言い切ることはできませんが、やはりコロナ禍において、子どもたちの運動する機会が失われたことが体力低下の要因に結び付いているのではないかと考えられます。一方で、本市の経年的な課題となっていたソフトボール投げですが、今年度女子は、全国を上回ることができました。

続いて、2 ページの「(2) 中学校2年生の状況」を御覧ください。中学校についてでございますが、全国平均を上回った種目数は男女合わせて13種目で、前回調査の3種目に比べて10種目増となっており、体力の向上が見られます。特に男子は、前回の調査と比較すると、9種目中8種目で数値が向上しています。このように中学校は、多くの種目で体力の向上が見られ、小学校とは対照的な結果となりました。

次に、3 ページの「4 小学校各種目における5年間の経年変化について」を御覧ください。各種目における5年間の経年変化について御説明申します。まずは、小学校です。(1)の握力につきましては、ここ数年、国を下回っており、本市児童の課題となっておりましたが、今年度、男子において、国及び県の平均を上回ることができました。(2)の上体起こしにつきましては、男子・女子ともに過去5年、国の平均を下回っています。

4 ページを御覧ください。(3)の長座体前屈につきましては、前回の調査で男子・女子ともに数値が低下しましたが、今年度は改善傾向となっており、男子は、国及び県の平均を上回ることができました。(4)の反復横とびにつきましては、国及び県の結果と同様に、今年度は数値が低下していますが、経年的に見ても平成30年度の男子を除き、国の平均を上回っており、敏捷性は本市児童の強みであることが分かります。

次に、5 ページ(8)のソフトボール投げについてでございます。ソフトボール投げについては、御覧のように、男子・女子ともに国及び県の平均を下回っており、本市児童の経年的な課題となっておりました。しかし、今年度は、女子において国の平均を上回ることができました。男子については、国及び県との差を縮めることができず、依然として重点課題と言えます。

4 ページに戻りまして、(5)の男女20mシャトルランは数値が年々低下しており、(6)の男女50m走、5 ページ(7)の男女立ち幅とびに関しては、国及び県との差も大きく、特に50m走につきましては、一度も国及び県の平均を上回ったことがございません。このことから、持久力、走力、跳躍力の3つの力につきましては、本市の児童にとって課題となっていることが分かります。このような状態が続いている要因としましては、3つの力の課題に対する取組が不十分であることが考えられます。50m走につきましては、休み時間に全力で走る動きにつながる鬼遊びを楽しんだり、体育の授業において全力で走り回る教材を工夫したりするといった取組が不足していることが要因と考えられます。

体力アップという点、トレーニングが頭に浮かびますが、小学生の段階では、特定の体力要素の向上を狙うより、運動を伴う遊びを通して、基本的な動きを高める、動ける体の基礎をつくるのが大切です。そのため、各校において、体育の授業だけでなく、遊びを通じた運動の日常化の取組を進めていくことが大切だと考えております。

次は、中学校でございます。資料は5ページ中段から7ページとなっております。5ページ（1）の握力を御覧ください。左側の男子は、改善傾向にあるものの、過去5年、一度も国及び県の平均を上回ったことがありません。女子は今年度、国の平均を上回ることができました。5ページ（2）の上体起こしは、男女ともに低下傾向が続いており、6ページ（3）の長座体前屈についても今年度を含め過去4年間、国及び県の平均を上回ったことがありません。

次に6ページ（6）の20mシャトルランにつきましては、国及び県は低下傾向にあるものの、本市は男女ともに、改善傾向にあります。同じように、国及び県は低下傾向にありながら、改善傾向に向かっている種目は、5ページ（1）の女子握力、6ページ（4）の男子反復横とび、（5）の男子持久走、7ページ（9）の男女ハンドボール投げです。男女20mシャトルラン、男子持久走につきましては、国及び県の平均を大きく上回っており、筋持久は、本市中学生の強みと捉えることができます。

次に、8ページの「6 強み種目（改善傾向を含む）と重点的に改善を要する項目」を御覧ください。今年度と前回の調査結果や経年変化から見られる本市の強みと弱みについてでございます。強み種目としては、小学校では反復横とび、そして中学校では20mシャトルラン・持久走を挙げることができます。男女ともに、経年的に見ても、ほぼ国の平均を上回っております。ただし、中学校の20mシャトルランにつきましては、持久走との選択のため、実施していない学校もあり、今後、持久走と合わせて、結果を見ていく必要がございます。

一方、特に、重点的に改善を要する種目につきましては、小学校では男女ともに「50m走」「立ち幅とび」、中学校は、「上体起こし」「長座体前屈」です。改善を図るためには、継続的に調査を実施し、測定種目に慣れさせるとともに、測定の仕方につきましても、見直すことが重要になってきます。そのため、13ページには、「10 測定時に気をつけること」として、児童生徒への声掛けのポイントや指導者の留意点についてまとめてございます。実施前に必ず担当者が確認するよう学校には伝えております。

次に、9ページに戻りまして、「7 児童生徒に対する質問紙調査」について説明申し上げます。9ページのグラフは、「運動やスポーツをすることは好きですか。」の質問に対して肯定的に回答した児童について、5年間の経年変化を表したものでございます。まず、小学校から説明申し上げます。男子は、前回の調査で国の平均を上回りましたが、令和3年度は、0.8ポイント下回っています。女子は、令和3年度も国の平均を1.1ポイント下回っており、過去5年、国及び県を上回ったことがありません。

一方、中学校では、前回との比較では数値が低下していますが、令和3年度は男子が国の平均と同数、女子は国の平均よりも1.6ポイント上回っております。

全体的な傾向としましては、小学校は男子・女子ともに数値が低下傾向にあること、中学校では、過去3年、改善傾向に向かっていたものの、令和3年度は数値が低下してしまったことが分かります。

10 ページを御覧ください。「学習以外で、1日にどのくらいテレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見ていますか。」に対する回答結果です。

「平日に4時間以上見ている」と回答した児童生徒の割合を見ると、小学校の女子、中学校の男子・女子は、国及び県を上回っています。

次に、体力合計点と児童生徒質問紙とのクロス集計の結果について、御説明申し上げます。10 ページ中段から 11 ページを御覧ください。小学校・中学校の男女ともに「体力向上の目標を立てている」と回答している児童生徒の体力合計点は、市の平均を超えています。特に中学校は、小学校よりもその傾向が顕著に出ています。そのため、児童生徒が体力向上の目標を持てるよう指導することが重要だと考えております。

11 ページからは、全校で全種目実施を行った小学校と、対象学年又は一部のみ実施した小学校の結果を比較したものです。11 ページ中段を御覧ください。令和3年度に全校で全種目実施を行った市内の小学校は 17 校ありました。全校で全種目を実施した 17 校の体力合計得点を見ても、男子では 17 校中 7 校、女子では 17 校中 8 校が、国を上回っていました。それ以外の 13 校と比較すると、明らかに高い割合となっています。ただし、小規模校の方が全校体制で実施をしている割合が高いことから、今後は、大規模校でも全校で全種目を実施できる体制づくりを考えていく必要があります。

続いて、12 ページを御覧ください。表は、継続して全校実施を行った小学校と体力合計点との関係を表したものです。過去5年、継続して全校実施を行った小学校は、30 校中 10 校あります。10 校のうち、国の体力合計点を上回った学校は、男子・女子ともに 6 校ありました。それ以外の学校と比較すると、継続校の方が国を上回った割合が明らかに高くなっています。継続実施によって、子どもたちが測定種目に慣れること、また、指導する教員の測定スキルや指導スキルが向上することが考えられます。市内全ての小学校において、継続して全校全種目実施をしていくことが大切であると言えます。

16 ページを御覧ください。調査結果を踏まえて、今後の対応策をまとめてございます。特に、小学校におきましては、繰り返しになりますが、全種目全校実施を継続することが重要な取組となります。また、「体力合計点」と「体力・運動能力向上の目標を立てること」に関係が見られることも分かっております。子どもたちが目標を持つためには、まず自分自身の現状の体力・運動能力を知ることが必要となります。そのためには、全学年で全種目において、継続的に実施していく必要がございます。1年生から全学年で調査を実施し、子どもたち自身が運動における強みや弱みを知り、学級や家庭でも、目標をはっきりと定め、運動に取り組ませることが重要となります。また、運動の日常化・運動の時間確保を学校を挙げて取組み、体力向上につなげていくことも重要であります。

最後に、「体力向上取組チェックシート」として、体力上位校の取組実施率が全国平均に比べて差の大きかった項目を一覧にしてまとめてございます。各校においてこのチェックシートを活用することで、取組状況をチェックして、今年度の取組を振り返り、これからの取組計画に生かすことができます。

調査結果につきましては、2月の校長会で説明済みでございます。今後も本市の弱

みの改善に向けて、各校に対して体育の授業を中心に授業改善を進めるよう指導・助言を続けてまいります。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら伺いしたいと思います。

(笠井委員) 2点伺いさせていただきます。1点目が、新型コロナウイルス感染症の問題が起こってから初めての調査だと思いますが、この実技の調査は、マスクを着用して行われたのか、外して行われたのでしょうか。また、13 ページの上体起こしでは、「足を押さえる人に「1 2 3」と大きな声で数える」とありますが、どのように計測されたのでしょうか。

2点目が、体力向上のために、例えば休み時間の鬼ごっこや、いろいろな遊びも加えながら体を動かしながら御指導されるのだと思うのですが、今、休み時間の鬼ごっこや、体育の授業の時のマスクというのは、どういう取扱いになっているのでしょうか。

(教育指導課長) 1点目の、体力調査時のマスクについてですが、基本的に体育の時間は接触を避けながら、夏は熱中症などもありますことから、マスクは取るということになります。ただ、道具を準備する時などはマスクをすることになっています。また、上体起こしは、おっしゃるように足を押さえるなどがありますので、上体起こしをやらなかった学校もあると聞いています。なかなか正確なデータというのが難しいという声が担当者から聞こえてきました。

2点目について、休み時間の鬼ごっこなどでは走ったりしますので、マスクをすると息苦しくなったりするということで、国の通知では人のいないところでマスクを外して息をするようにとなっています。体を動かす場合は基本、マスクは取るということで行っております。

(吉澤委員) 全体を聞いて思ったことなのですが、16 ページの「11 今後の対応策」というところは、本当によくまとめてもらってあると思います。コロナ禍において、運動活動というのがとても制限されているので、全学年全種目の継続調査ができなかったという学校があるようですが、やはりどのような状況においても学力向上、運動能力向上を共に取り組んでいくことが、児童生徒にとって、とても大事だと思います。やはりこれは全校生徒で必ず進めていってほしいと思いました。

(下古谷委員) 中学校2年生男子の20mシャトルランについて、全国平均、三重県平均から5回くらい超えていて、特徴的だと思います。なぜかを考えてみたのですが、鈴鹿市はミニバスケやサッカーが盛んであるからかと思いました。資料の後ろの方に記載のとおり、きちんと指導していただいて、皆さんがそれに従ってやってきたということだと思います。この学年について、20mシャトルランでは、全国平均を非常に上回っているということは非常に魅力で、是非、これをこのまま続けていって、伸ばしてほしいと思います。何かこれが伸びているというものがあれば、教えてください。

(教育指導課長) 伸びている特徴的なものとしては、体力向上プロジェクト会議がありまして、そこで話をしていたのは、中学校はやはり部活動と、全ての学校が継続して取り組んでいるということ、それから中学校の体育は、担当の専門性を高く行っているところ、小学校は体育専門性がなく、教科担任制で体育も入ってきたのですが、そういうようなこともあると思います。これがすごく伸びたというのは、今のところないです。

(下古谷委員) 今、中学校2年生の男子の子どもたちが、小学校5年生だった頃を見ると、特に際立った結果ではなくて、中学校ですごく伸びたのだらうというのは、なぜだらうというのが疑問に思いました。

(教育長) 測定時は、皆の応援があると一生懸命走りますので、皆が応援しながら測定しています。また、一つのカードに結果をまとめて、毎年実施するということが大事であると思います。

それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項3番目の「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」をお願いいたします。

(参事兼教育総務課長) 「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」、報告をさせていただきます。

まず、「1 市内の発生状況」について、今年に入ってから1月1日以降から昨日までの発生数として、1,769例、延べ4,061例目となっております。

「2 市立小中学校の発生状況」については、1月1日以降から2月6日現在、児童生徒数としまして、26の小学校で235名、10の中学校で80名、教職員については、10の小学校で12名、2つの中学校で2名の感染が発表されております。

なお、「3 市立小・中学校の臨時休業」について、1月17日以降、鼓ヶ浦中学校をはじめとして各小中学校で学級閉鎖、学年閉鎖をさせていただいております。学年閉鎖については、全て単学級ということでございます。今現在は、16、17番目にあります椿小学校、桜島小学校の2校が学年閉鎖、学級閉鎖を2月10日までの予定となっております。

次に「4 その他」として、「三重県まん延防止等重点措置」を踏まえた小中学校の対応について、1月21日に各小中学校へ発出をしております。その内容につきましては、感染症対策と健康管理の徹底について、教育活動について、教育実習の受け入れについて、部活動について、社会見学及び遠足について、教職員の感染症対策について、通知をさせていただいております。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、その他事項に移ります。「令和4年2月教育委員会臨時会の開催について」をお願いいたします。

(参事兼教育総務課長) 2月臨時会でございますが、令和4年2月22日(火)午後2時から教育委員会室において、開催したいと存じます。

(教育長) ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議ないようですので、2月教育委員会臨時会を令和4年2月22日(火)午後2時から、教育委員会室において開催することにいたします。

以上をもちまして令和4年2月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

2月教育委員会定例会終了 午後3時30分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委 員 下古谷 博司